

令和3年度

第5回

上越市地域公共交通活性化協議会

議案書

(書面協議)

日 時

令和4年2月18日(金)から

令和4年2月24日(木)まで

自家用有償旅客運送における乗務前の確認・指示について

1 要旨

自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）では、乗務前の確認・指示（点呼）は対面により行うよう努めることとされている。しかし、上越市が実施する運送（市営バス）において、対面での確認が困難である場合があり、地域公共交通会議等において対面での確認が困難であると認められた場合には、地域の実情を踏まえ、輸送の安全の確保の観点で適当と認められた方法により実施できることとされているため、協議を行うもの。

2 対面での確認が困難である理由

上越市が実施する運送（市営バス）においては、運行業務を受託している事業者が運転者に対して乗務前の確認・指示を行っているが、事業所から離れた場所で運転者の業務が開始する場合があり、その場合は対面での確認が困難である。

3 対面での確認が困難な場合の実施方法

運行主体	対面での確認が困難な場合の実施方法
上越市	運行を開始する場所が事業所から離れている場合は、電話または無線で実施する。

4 参考：主な根拠条文

・道路運送法施行規則 第51条の18第1項

（安全な運転のための確認等及び乗務記録）

自家用有償旅客運送者は、乗務しようとする運転者に対して、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、自家用有償旅客運送自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与え、運転者ごとに確認を行った旨及び指示の内容を記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

・交通空白地有償運送の登録に関する処理方針

（4. (3) 安全な運転のための確認等及び乗務記録の実施）

施行規則第51条の18第1項に定める、運送者が乗務しようとする運転者に対して行う確認、指示は対面により行うよう努める。地域公共交通会議等において対面での確認が困難であると認められた場合には、地域の実情を踏まえ、輸送の安全の確保の観点で適当と認められた方法により、必要な確認、指示を確実に実施できる体制を整備し実施すること。（以下略）

安塚区における休止路線の廃止について

1 要旨

安塚区で試験的に運行していた乗合タクシーの本運行への移行に伴い、これまで休止としていた協議路線の廃止について審議するもの。

2 廃止とする理由

- ・安塚区において、平成 23 年 4 月に路線バスから市営バス（スクールバスへの混乗）へ移行した際、今後、沿線児童がいなくなり、再度、路線バスに戻る可能性を考慮し、路線を廃止するのではなく、短期間で路線バスを再開できるようにするため休止状態としていた。
- ・令和 3 年 4 月に乗合タクシーへ移行した際も、半年間を試験運行期間としていたため、本運行に移行するまでの間、引き続き当該路線を休止状態としたが、令和 3 年 10 月に乗合タクシーが本運行へ移行したことから当該路線を廃止する。

<安塚区におけるバスの再編状況>

時期	運行形態
～平成 23 年 3 月	路線バス 7 路線（平成 23 年 4 月から休止）
平成 23 年 4 月～ 令和 3 年 3 月	市営バス(スクール混乗)6 路線
令和 3 年 4 月～ 令和 4 年 3 月	乗合タクシー(半年間は試験運行)4 路線、スクールバス
令和 4 年 4 月～	乗合タクシー4 路線、スクールバス

3 廃止対象路線

運行事業者：東頸バス株式会社

許可区分：道路運送法第 4 条

	路線名	運行経路	キロ程
1	朴の木線	田舎屋前～和田小黒入口～保健センター前	11.0km
2	袖山線	保健センター前～袖山～保健センター前	5.8km

※上記路線は自家用有償旅客運送導入以前に、本協議会の協議を経て見直し及び運行した協議路線であることから、本協議会で協議する。

<参考：協議路線ではないが今回休止から廃止とする路線>

	路線名	運行経路	キロ程
1	須川・伏野線	うらがわら駅前～虫川大杉駅前～須川・伏野	22.2 km
2	本郷線	うらがわら駅前～虫川大杉駅前～本郷	8.1 km
3	坊金線	細野上～保健センター前	6.6 km
4	船倉線	うらがわら駅前～保健センター前～上船	14.2 km
5	行野線	保健センター前～行野公民館	6.3 km

4 廃止日

令和4年4月1日

【資料】

- ・安塚区廃止対象路線に係る路線図 資料 1-1(資料 P1)
- ・【現行】安塚区乗合タクシー路線図 資料 1-2(資料 P2)
- ・令和3年4月1日～令和4年3月31日の間の休止に係る証明書 . . . 資料 1-3(資料 P3)